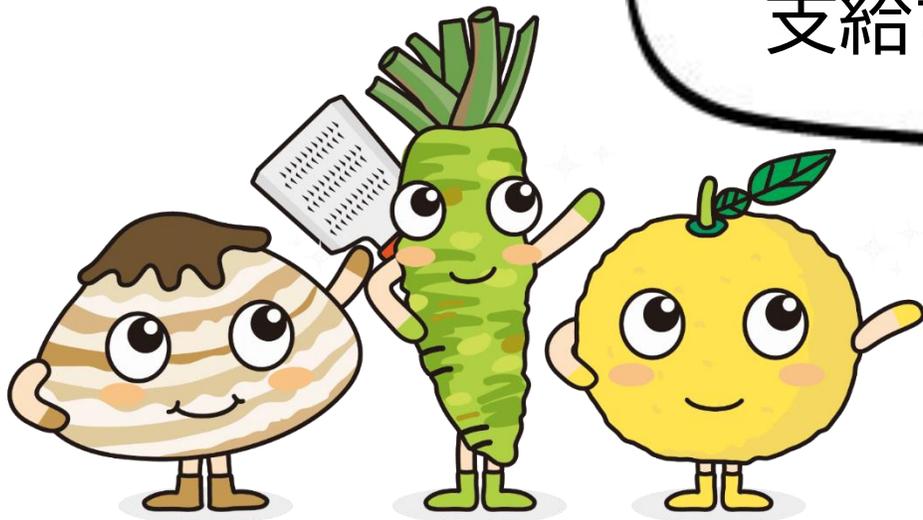


特別障害者手当について

益田市福祉環境部障がい者福祉課

特別障害者手当とは

在宅であって、著しく重度の障がいがあるために、日常生活で常時の介護を必要とする方に支給される手当です。



特別障害者手当とは

- ▶ 年齢：20歳以上（20歳未満は障害児福祉手当）
- ▶ 月額：29,590円（R7.4月～）

※物価スライド等により改定されることがあります。

| 支払月 | 支払対象月 |
|-----|---------------|
| 2月 | 11月分、12月分、1月分 |
| 5月 | 2月分、3月分、4月分 |
| 8月 | 5月分、6月分、7月分 |
| 11月 | 8月分、9月分、10月分 |

特別障害者手当とは

▶ 著しく重度の障がいについて・・・

視覚・聴覚・肢体・内部（心臓、腎臓、呼吸器等）・精神等の障がいの程度が特別障害者手当の基準を満たすかどうか、判定医が判断します。

※市では該当する・しないは判断できません。

特別障害者手当とは

在宅の方を対象としているため、

- ・ 施設に入所している場合
- ・ 病院等に継続して3カ月以上入院している場合

については、対象者となりません。

特別障害者手当とは

在宅扱いとならない施設

- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 養護老人ホーム

在宅扱いとなる施設

- ・ 有料老人ホーム
- ・ サービス付き高齢者向け住宅
- ・ 軽費老人ホーム
- ・ グループホーム など

より詳しく知りたい・相談したい場合は
以下までご連絡ください。

益田市福祉環境部障がい者福祉課
(☎31-0251)



HPIはこちら